「障害児通所支援」利用の流れ

【1】市役所へ相談・申請 (まずは電話などでご相談ください。)

> 【連絡先・申請窓口】 橿原市 障がい福祉課 支援給付係

TEL:0744-20-0015 橿原市分庁舎 2階 平日 8:30~17:15



申請手続きで必要な書類

- ①障害者手帳もしくは医師の診断等により 療育の必要性が確認できる書類
- ②申請書
- ③マイナンバーが確認できるもの (昨年中に転入された方のみ)
- 【2】「障害児支援利用計画」の作成方法を選択
- 【3】 市役所との面談(約1時間、保護者・お子様同伴で行います)





相談支援事業所に 依頼する場合



保護者が自分で作成する場合 (セルフプラン)





- 【5】「障害児支援利用計画案」の作成 ※セルフプランで作成した場合は、ご自身で利用計画案のコピーをとり、保護者保管用としてください
- 【6】市役所に「障害児支援利用計画案」を提出
- 【7】支給決定後、郵送にて通所受給者証交付 ※利用計画案提出から約2週間程度かかります



- 【8】 障害児通所支援事業所との利用契約締結、障害児通所支援サービス利用開始
 - ※相談支援事業所で利用計画案を作成した場合は、障害児通所受給者証交付後、相談支援事業所から「利用計画」を受領してください。